

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

### 放送大学学園行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のよう  
に行動計画を策定する。

#### 1. 計画期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日の5年間

#### 2. 内容

##### 目標1 諸制度の周知徹底

＜対策＞平成27年度～

- 利用可能な子育て支援策に関する制度等について、ポータルサイト等への掲載、採用時や研修等の機会を通じ職員に積極的に周知する。

##### 目標2 育児休業等を取得しやすい環境の整備

＜対策＞平成27年度～

- 管理職員の諸会議等において、仕事と子育ての両立についての啓発を図るとともに、職場優先の環境、固定的な性別役割分担意識の是正などについての意識改革を図る。

##### 目標3 勤務時間外の勤務縮減

＜対策＞平成27年度～

- ① 勤務時間外の勤務については、全体的な縮減を図ることが重要であることから、勤務効率化等、業務システムの改革を行うとともに、週に一日を、各課室で定時での退勤、さらにもう一日を早期での退勤を促す。
- ② 研修等を通じて、勤務時間外の勤務縮減の周知・啓発を実施する。
- ③ 管理職員は、日頃から業務の改善や職員の健康管理への配慮等に心がけ、職員の業務遂行が円滑かつ効率的に実施されるよう必要に応じ指導、助言を行うなど勤務時間外の勤務が必要最小限となるよう努める。

##### 目標4 年次有給休暇等の取得促進措置

＜対策＞平成27年度～

- ① 休暇を取得しやすい環境とするため、職員に「休暇等計画表」を配布し連続休暇の取得等を働きかける。
- ② 管理職員は、「休暇等計画表」の活用等により、職員が月1回は計画的に年次休暇の取得が可能となるよう努めるとともに、自らも進んで年次休暇等を取得するよう心がける。
- ③ 休暇の取得状況を調査し、その結果を活用する。